

平成 23 年 3 回定例会 防災常任委員会

平成 23 年 10 月 3 日

亀井委員

まずはじめに、東日本大震災を踏まえた県と市町村の連絡体制の強化について何点かお聞きしたいと思います。東日本大震災により顕在化した課題等に関して、県と市町村で検討会議を設置して検討を行っているとの報告がございましたが、その中で検討されている県と市町村の情報の受伝達について幾つか質問します。

まず、本会議での質問でもありましたけども、今回の大震災の際に被災地への支援について、当初、円滑な対応ができていなかったと承知しておるのですが、その原因は何だったのでしょうか。

災害対策課長

本県では東日本大震災発災時に、国や全国知事会からの情報を踏まえて被災地の支援を予定しておりました。ところが情報が結局のところ遅れたり、断片的な情報であったことから、県、市町村の支援体制の構築に時間を要しました。これにつきましては全国知事会でも検証を行っております。被災県では発災時は目の前の対応に追われまして、必要な支援の正確な把握、対外的な応援の調整を行うことができなかつたと。また、被災県への支援については、知事会のブロック単位で幹事県がございしますが、ブロック内で複数県が同時に被災しまして、幹事県で全体調整を行うことが困難であったと。さらには、全国知事会では発災時に国、各都道府県等からの情報提供ですとか支援要請が一気に知事会事務局に寄せられましたので、調整機能が十分に果たせなかつたというような検証結果が上げられております。

亀井委員

当日の県と市町村間の情報の受伝達について、具体的にどのような課題があったのか教えていただけますか。

災害対策課長

東日本大震災の震源は、東北地方の太平洋沖であったことから、県内では揺れが大きかったのですが、大規模な被害はなかつたと。影響の範囲は県内全体に及び、災害の全体像を把握するのに相当な時間がかかつたということがございました。被害状況の把握に時間を要した原因ですけども、各市町村において被害の規模に関する通報や連絡が少なかつたことと、職員がパトロールを実施することなどにより被害状況の把握に努めましたが、顕著な被害が多くなかつたことから、かえって被害情報の集約に時間を要したというようなことがございました。大規模な被害もなく、当初、各市町村では通常業務の維持、継続に努めておりました。ただ、夕方から夜にかけて、帰宅困難者の問題が徐々に増加をいたしました。これに加えまして当初発表された津波注意報が津波警報、さらに大津波警報と切り替わりまして、これらへの対応を急に市町村でとらなければならなかつたことから、情報の収集、報告のための十分な人員を確保できずに、課題を残したと考えております。

亀井委員

県と市町村との検討会議でこのような課題をどのように議論しておられますか。

災害対策課長

主な点でございますが、平成19年度に整備しました県、市町村の間で災害情報を共有するための災害情報管理システムというものがございます。パソコンでやるわけですけれども、東日本大震災の教訓を踏まえ、改めて活用方法や運用の手順等を見直して、大規模災害発生時に迅速、的確な情報伝達を踏まえることですか、県の災害対策本部と市町村の災害対策本部との間で、常に情報のやりとりができるようにするとともに、情報が錯そうしたわけですけれども、情報が錯そうしたり混乱しない体制を県と市町村相互で構築していくこと、さらには大規模災害発生時におきましては、混乱した様々な情報が両対策本部に寄せられるわけです。こうした情報の中から適切な情報を選択して迅速な伝達ができるように、県及び市町村職員の災害対応能力の向上を図るといったところの3点が議論に上がっておりまして、引き続き検討を進めているところであります。

亀井委員

こうした議論と併行しまして、市長会、町村会でも今回の震災を踏まえた対策について検討が行われておりまして、8月30日に知事に対して申入れがあったと承知をしておるのですが、その内容はどのようなものでしょうか。

災害対策課長

市長会、町村会では今お話がありましたとおり、東日本大震災を踏まえまして、他県における災害はもとより本県が被災地になることも考慮いたしまして、県内の市町村が連携して、迅速で効率的な被災地を支援するための新たな仕組みを、両会が合同で7月26日に検討会を設置して検討を行ってまいりました。8月30日に、中間まとめですけれども、まとまった結果を知事に対して申し入れました。

その内容でございますが、被災地での支援を迅速かつ的確に行うために、被災市町村からの応援要請を待たずに自発的に被災地のニーズを把握し、県と県内市町村が連携して迅速に支援を行ったらどうかと。具体的には神奈川県内を七つのブロックに分けまして、ブロック内の市町村が被災した場合には同じブロック内の市町村が支援すると。当たり前といえば当たり前のことですが、そのブロック内で対応できない場合は他のブロックへ支援を要請するというような御提言もございました。

この場合、ブロック内の地域県政総合センターが被災市町村等へ職員を派遣して、被害情報やニーズの収集を行いまして、ブロック内の他の市町村に対し情報を提供し、支援が必要であればブロック内の市町村の支援の申入れを取りまとめ、迅速な支援を行うというようなもので、これが先ほど情報が錯そうしたとか、人がいなかったということで、それを踏まえての提言だと思います。また、県外の自治体が被災した場合には、県が先遣隊を被災地に派遣するなどにより被害情報や支援のニーズ等を収集した上で、各地域県政総合センターがブロック内の市町村からの支援の申出を取りまとめ、被災地の支援を行うことにしたいというような御提言でございます。

亀井委員

災害時の情報連絡とか連携体制の構築は非常に大事ですけども、今のような申入れを受けた上で、県として提案されました9月補正予算とも関係してどのようなことが行われるのでしょうか。

災害対策課長

これから最終的な報告がまとまりますけれども、県としても現段階でこの申入れに対しましてはしっかりと受け止めて、対応できる部分は早急に対応したいと考えております。被災地の被害情報やニーズの収集についてでございますが、県においても東日本大震災の際には、被災地情報の不足から、県及び市町村の支援体制の構築に一定の時間を要しました。迅速な被災地の情報収集体制として、情報収集のための先遣隊の編成を検討しておりました。そこで市町村からの今回の申入れを踏まえまして、県としても広域災害時情報収集先遣隊を編成することといたしまして、その先遣隊が使用する衛星の携帯電話ですとか携帯の発電機等の整備について78万7,000円の9月補正予算をお願いしております。また、地域県政総合センターから市町村へ連絡員を派遣することも考えておまして、その実効性を高めるために、連絡員の通信手段といたしまして、衛星携帯電話の整備、これは14台で396万9,000円を計上させていただいております。今後はこの申入れの具体的な内容について、市町村との検討会議において検討してまいりたいというふうに考えております。

亀井委員

衛星携帯電話とか携帯発電機等の整備という話がありましたけども、その他に県と市町村との間で情報連絡体制ができるとしたら、今後の取組はどのようなことが考えられますか。

災害対策課長

先ほど申しましたように県からも各市町村に連絡員を派遣して、県自らが必要とする情報収集と伝達する体制を確立したいということが一つ、それから県の災害対策本部と市町村災害対策本部との間で、双方に連絡担当を決めて、常に情報のやりとりができるようにし、できるだけ情報が錯そうしたり混乱しない体制をつくりたいと。人を決めるというのはなかなか難しいかもしれませんが、できるだけそういう方法をとりたいと。さらに県へ報告する被害規模の基準ですとか報告するための通信手段、それから伝達系統を分かりやすく整理をして、県、市町村の関係職員に周知徹底を図り、県及び市町村の災害被害対応能力の向上を図りたいと。そのためには大規模災害発生時を想定した情報伝達訓練等を定期的に県と市町村間でやってみましょうというような議論がされているところでございます。

この他、検討会議では地域県政総合センターなどの県の出先機関の活用方法につきましても議論を進めていますが、地震災害対策有識者の検証委員会もございまして、そういったことの内容も踏まえながら、引き続き、市町村との議論を深めていきたいと。また、こうした検討の中身につきましては、地域防災計画の修正にもできるだけ反映をしていきたいと考えております。

亀井委員

重要な取組だと思います。こういう取組があるのにあえて聞かせていただきますが、先ほど市町村からの申入れの中で、迅速に応援体制を整えて応援に向かうんだというふうな話がありました。それは実際には可能なんですか。なぜこういうことを聞くかという、多分今回もそうですけれど、初動の遅れの中には、要するに行ったけど向こうが廃墟になっていて何をしたいか分からない、どこに行ったらいいかも分からないということが多分にあったと思うんです。そこに行ったはいいけど、ただいただけということがあったと思うんです。向こうがパニックだと、行ったこちら側もその惨状を見て非常にパニックになってしまって、お互いに何もできない、お互いに連携ができないということが起きるのではないかという懸念があるんです。私の疑問に対してはどのようなことが考えられますか。

災害対策課長

我々は国や知事会の報告、要請を待つてということを申し上げました。これはやはり阪神・淡路大震災ですとか新潟中越地震の反省を踏まえております。というのは、あのときには特に新潟中越地震はそうだったと思うのですが、ボランティアでも何でも一気に行ってしまうと、おっしゃるとおりの整備ができなかったというようなことであります。今回の場合は余りにも被害がひど過ぎたということもございませうけれども、そういうような仕組みをつくって、要請に基づいて各県に行きましようというような話をしたのですが、今回こういう事態に陥りました。

そういうことで、車で携帯や食料を持って自立しながら近くまで行って、1週間なり10日なり現地を見ながら向こうの要請をある程度受け止めて、その情報を携帯電話等で神奈川県庁の方に送ってくるという仕組みも必要だろうということで、今回予算をお願いしているところでございます。

亀井委員

頂いています資料の6ページですが、被災地、被災者への支援、課題のところの下のところa、b、cとあって、その例のところ被災地に向けた役割分担の明確化、マニュアル化と書いてあるんです。これは質問ではなく、要望というか要請になるんですけれど、33市町村と県との間のマニュアルを作る前に、今課長がお話ししたように、やっぱり市町村との担当者間の連携が必要だと思うんです。お互いにパニックになっちゃって何もすることができないということがないように、一つは基本的なマニュアルを作成すると。検討すると書いてあるので、別に規定してはいないんですが、もう迅速にやっていただきたいということであえて言うのですが、やっぱりこういうマニュアル化ですよ。それから広域的な自治体の話になると、他府県に対しての連携体制というか、やっぱりマニュアル化も必要だと思うんです。政令市だと姉妹都市に対しても我々の支援体制とは別に何かやっているということもありました。神奈川県の中でそういうところを率先しながらやっていただくためには、マニュアル化も必要ですし、事前に連携体制を構築されて初めてできると考えます。これは迅速にやっていただくことを要望しまして、この質問は終わります。

次の質問に移ります。次は、犯罪被害者支援について先ほども御質問がありましたけれども、私は性犯罪被害に特化した形で何点かお話を聞きたいと思

います。先ほど産婦人科医療との連携ということで取り上げられていましたが、かながわ犯罪被害者サポートステーションで行われています性犯罪被害者支援の取組の現状について伺います。

犯罪被害者支援担当課長

私どもかながわ犯罪被害者サポートステーションでは、平成21年の開設時から性犯罪被害者を含めまして犯罪被害者全般ということを対象にいたしまして、専用電話にて御相談を承るといった体制をとらせていただいているところがございます。また、本年5月からでございますけれども、かながわ犯罪被害者サポートステーションの業務の一角を担っていただいておりますNPO法人神奈川被害者支援センターの方で性犯罪被害者の専用電話、ハートライン神奈川と申しますけれども、こちらの運用を開始してございます。これによりまして性犯罪被害に特化した相談体制の充実を図ってまいりました。

次に、具体の支援の方でございますけれども、性犯罪被害者に限定特化したメニューというものはございませんが、性犯罪被害によりまして精神的なショックを受ける被害者も多数いらっしゃいますので、こういった方々に関しまして御要望に応じてカウンセリングをさせていただいておりますし、それから刑事裁判になることも多くございますので、被害者支援に精通した弁護士による無料法律相談、それから裁判への付添いの支援も実施してございます。被害直後の一時的な避難場所の提供ということでは、ホテル等の提供もさせていただいております。開設以来、今年度分を含めまして今までに5件の支援実績がございました。いずれも自室のアパート内で性犯罪被害を受け、自分の部屋が犯行現場になってしまったものですから、そこを一時的に離れたいといった御要望に対して支援をさせていただきました。これは実質的に性犯罪被害者の支援メニューとして機能しておるところでございます。

亀井委員

今お答え頂いた中での性犯罪被害者専用電話はハートライン神奈川というんですね。この開設時間を見ると、月曜日から金曜日までの大体10時から16時で、相談件数の実績は69件というのは調べました。性犯罪に遭われた方というのは仕事などで忙しい平日よりも、むしろ週末ですとか連休中の方が心の不安を訴えることが多いんじゃないかと思うんです。特に年末年始なんかは連休になっちゃいますから、そこが一番大変かなと思うんです。ハートライン神奈川はNPO法人が独自に運用しているということですけど、そうした電話相談の受付日とか時間の拡大などのきめ細かな対応は予定していますか。

犯罪被害者支援担当課長

ハートライン神奈川は、性犯罪被害を受けたことをなかなか言い出せない方が少しでも抵抗感なく御相談していただけるように、わざわざ公的機関ではなくて民間団体としてNPO法人神奈川被害者支援センターが開設したという経緯がございます。NPO法人でございますので、支援を必要とする性犯罪被害者の方々にできるだけ多く御利用いただけるように開設日時を増やしていきたいとのお考えを持っているというふうに私どもも承っております。しかし、現在の状況を見ますと、ハートライン神奈川を実際に御担当いただいているこのボランティアの方は原則、女性を充てさせていただき、現在35名ですが、一般

の付添い支援ですとか、その他に私どもがお願いしております一般のサポートステーションとしての相談電話のローテーションにも入っていただいたりすることがございますので、女性の人数自体がまず十分ではないといった制約がございます。

それに加えて、ボランティアで被害者支援を担っていただいておりますので、それぞれの皆様、御家庭の事情がありまして、平日ならできるだけも土日、祝日については来れるとおっしゃっていただける方が少ないのが現状でございます。残念なことでございますけれども、今の時点では電話の受付時間の拡大には、踏み切る気持ちはあるけれども踏み切れないといった状況になってございます。

そこで、私どもも電話相談ボランティア、特に女性のボランティアですが、人員の充実を目指していこうと考えておりまして、そのために新たなボランティアのなり手となる方を探すため、犯罪被害者ボランティアの養成講座を受講していただける方の確保に今取り組んでいるところでございます。

今後でございますけれども、こういった人的状況が改善してまいりましたところで、ハートライン神奈川の運営時間の見直しに向けてNPO法人神奈川被害者支援センターからの御意向を確認してまいりたいと考えてございます。

亀井委員

よろしく申し上げます。16時以降の方が多分電話件数は多いと思うんです。また、土日の方が絶対多いと思うので、その辺のところの検討は、人的な支援をしっかりとしないといけない部分もあるので難しいですが、前向きにお願いしたいと思います。

先ほどの質問でもありましたけれども、県では協力病院として20病院と交渉しているというような話でしたが、どのぐらいの病院の数が適切だと思いますか。どのような地域バランスを考えているのかということもお聞きします。

犯罪被害者支援担当課長

現時点では、まだ一部の産婦人科医療機関を御訪問させていただいて御説明しているという状況でございます。今後、県内で果たしてどれだけの医療機関に最終的に御賛同いただけるか見通しは立っていない状況でございますので、協力病院の具体的な目標数というのは現段階ではまだ設定してございません。ただ、二十数病院を回らせていただいておりますが、地域的には県内各地域に分散をしているのですが、まだ実際には地域間での病院数に濃淡ができていているのも事実でございます。まずは県内の地域別のバランスがとれますように、もう少し病院の数を増やす形で、趣旨に御賛同いただけるよう、御説明をしてまいりたいと考えております。

亀井委員

よろしく申し上げます。犯罪に遭ってから2時間、3時間たって病院に着いたというのでは多分遅いと思うんです。迅速に支援するためには、やっぱり地域的なバランスを考えながらしっかりと交渉して進めていただかないといけないと思います。犯罪に遭った方の身体的なケアも必要ですけど、精神的なケアも必要だと思います。産婦人科医というお話ですが、精神的なケアもできるようなところをピックアップしているんですか。

犯罪被害者支援担当課長

現時点では、個人病院を含めた産婦人科の医療機関ということで回らせていただいております。精神科も備えているような大規模な病院ばかりではございませんので、現在私どもが行かせていただいている病院単体では精神的ケアというのは専門的には難しいというのが現状でございます。これは私どもも課題として認識しておりましたし、検証委員会の検証結果報告書の方にも、精神科医療との連携の中で御提言を頂いております。かながわ犯罪被害者サポートステーションがやっておりますカウンセリングと精神科の医療機関のケア、さらには産婦人科医療機関のケアと3者の連携ができていくような仕組みを今後つくるべきという御提言を頂戴しておりますので、その提言を受け止めさせていただいて、仕組みづくりについて検討させていただいてまいりたいと思います。

亀井委員

最後に要望ですけれども、産婦人科医療機関とかながわ犯罪被害者サポートステーションのネットワークが一日も早く素晴らしいものとして構築されるよう、また、全国に誇れるようなワンストップの性犯罪被害者支援体制が実現できることを期待しまして、私の質問を終わります。